

岡山県税制懇話会報告書（案）概要版

来年3月をもって課税期間が満了する「おかやま森づくり県民税」（以下「森づくり県民税」という。）について、本年5月から岡山県税制懇話会を開催し、森づくり県民税の必要性、使途事業、税制度及び森林環境譲与税（仮称）との関係等について調査及び研究を行った。

1 おかやま森づくり県民税事業の実績と主な成果

森づくり県民税は平成16（2004）年度に導入され、次の3つの柱に従って、森林の保全に関する施策を推進してきたところであり、これまでの14年間（平成16（2004）年度から平成29（2017）年度まで）の実績と主な成果について取りまとめた。

（1）水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

- ・間伐が遅れた森林を解消

年間約2,000ha (H16(2004)～H29(2017))

- ・少花粉苗木供給体制の構築、少花粉スギモデル林の設置（9箇所）
- ・松くい虫被害を低減、ナラ枯れ被害の急激な拡大を抑制
- ・市町村からの提案による森づくりを支援し、地域の課題等へ貢献



少花粉苗木の供給体制の構築

ナラ枯れ被害木の駆除

（2）森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進

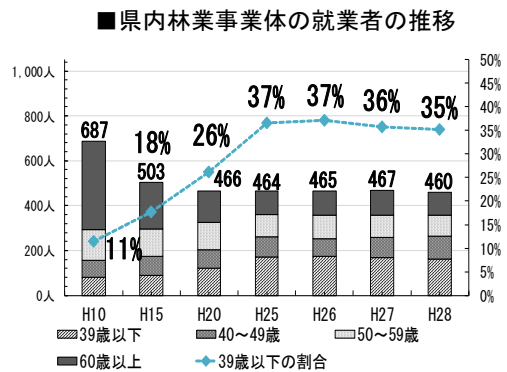
- ・林業就業者数は横這いで推移しているが、若い担い手(*)の割合は増加（*）39歳以下

(H15(2003):18% → H28(2016):35%)

- ・公共施設等の県産材利用を支援(849施設)
- ・県産ヒノキ製材品の新たな販路を開拓

輸出量：4,788m³ 輸出額：302百万円

韓国・中国等への輸出 H29(2017)

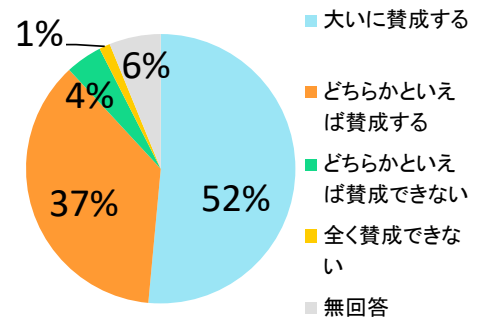


（3）森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

- ・小学校副読本の配付(99,000部)
- ・自主的な森づくりに取り組む企業等の増加(H20(2008):9社 → H28(2016):22社)
- ・県民税を活用した施策のアンケート結果

「大いに賛成」、「どちらかといえば賛成」が全体の約9割

■ 森づくり県民税を活用した施策をどう思うか

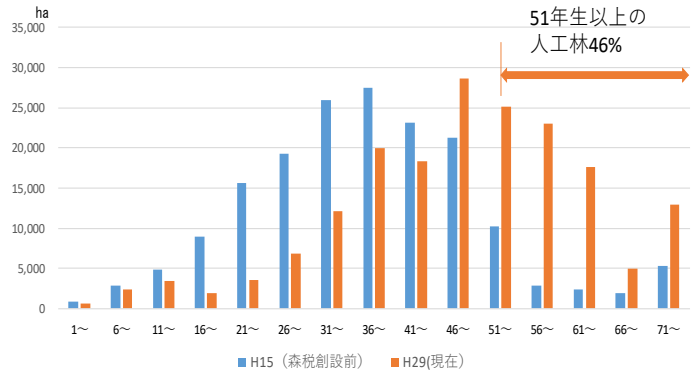


(n = 2,656人)

2 岡山県の森林・林業の現状と課題

(1) 人工林の約46%が51年生以上となり、主伐期を迎えようとしている一方で、若い人工林の面積は減少しており、林齢の平準化が必要である。

また、表土の流出が見られるなど緊急的に間伐が必要な森林は、依然として多く存在している(約23,000ha)。



■人工林の林齢別面積構成

- (2) シカの生息数は年々増加しており、生息密度の高い地域では植栽した苗木が食害を受けるため、森林所有者の再造林意欲を失わせる一因となっている。
- (3) ナラ枯れ被害が県北東部の鳥取県境付近で増加傾向にあり、今後、新たに被害発生地域が拡大する懸念がある。
- (4) 39歳以下の若い林業就業者の割合は、森づくり県民税創設前と比較して高くなっているが、全体の林業就業者数は横這い傾向で、総じて担い手不足の状況にある。
- (5) 木材価格は長期的に低落傾向にある。また、木材需要の大半を占める木造住宅の着工戸数は年々減少し、平成29(2017)年には約8,000戸まで落ち込んでいる。

3 おかやま森づくり県民税の必要性と使途事業の方向性

引き続き、県民の森林に対する多様な要請に応えるためには、森林保全に関する施策が今後とも必要であり、森づくり県民税を平成31(2019)年度以降も貴重な財源として存続させることが望ましい。

なお、使途の方向性については、従前の3つの柱に従いながら、「伐って・使って・植えて・育てる」という林業のサイクルの循環のため、各種の森林保全事業を実施していくこととする。



(1) 施策毎の推進方向・具体的施策

- ① 水源の涵養、^{かん}県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり
 - ア 健全な人工林の整備
 - ・緊急的な間伐等の促進
 - ・針広混交林（複層林）への誘導の促進
 - ・花粉発生源対策
 - ・シカの生息密度低減のための対策 等
 - イ 多様な森づくりと快適な森林環境の創出
 - ・ナラ枯れ被害木の重点的な駆除等
 - ・荒廃した里山林等の再生
 - ・市町村提案による森づくり 等
- ② 森林整備を推進するための担い手の確保・育成と木材の利用促進
 - ア 力強い担い手の確保・育成
 - ・研修環境の充実
 - ・林業就業者の支援対象年齢を拡充
 - ・働きやすい職場環境整備
 - ・安全装備・器材の導入支援 等
 - イ 木材の利用促進
 - ・公共建築物等の木造化等への支援
 - ・木造住宅への県産材利用を促進
 - ・県産材の新たな販路開拓 等
- ③ 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進
 - ア 県民への情報提供等
 - ・森林の大切さを幅広く周知
 - ・多様な広報・情報発信手段の活用
 - ・児童・生徒等が身近に木と触れあえる空間の創出 等
 - イ 県民参加による森づくり活動の推進
 - ・企業等の森づくり活動への支援
 - ・県民の緑化意識の醸成への取組を支援
 - ・児童・生徒等による森林・林業現場の見学等を促進 等

(2) 森林環境譲与税（仮称）と新たな森林管理システムについて

① 新たな森林管理システム（森林経営管理法）

「平成30年度与党税制改正大綱」では、森林関連法令の見直しを踏まえ、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を平成31（2019）年度税制改正において創設し、市町村は新たな森林管理システムにおいて森林整備等に必要な財源に森林環境譲与税（仮称）を充当することとされている。

こうした中、森林関連法令の見直しについては、平成30（2018）年5月に国会において新たな森林管理システムを定めた森林経営管理法が可決・成立し、来年4月から施行されることとなった。新たな森林管理システムでは、森林所有者自らが森林管理を実行できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に再委託する、又は、市町村が経営管理をすることとされている。

② 使途の整理

森林環境税（仮称）は平成36（2024）年度から課税されるため、次の5年間（平成31（2019）年度から平成35（2023）年度まで）は森づくり県民税との負担の重複はない。なお、平成31（2019）年度から先行して森林環境譲与税（仮称）が譲与されることから、森づくり県民税との使途の重複が懸念される。

今後、市町村においては、この森林環境譲与税（仮称）を活用した新たな森林管

理システムの体制整備に相当時間を要することや、県において、森林環境譲与税（仮称）を活用する市町村と十分な協議・説明が行われたことから、次の5年間は、基本的には森づくり県民税との重複は避けられると考えられる。

4 税制度のあり方

(1) 課税方式 現行：県民税均等割（普通税）の超過課税

県民税均等割超過課税方式は、県内の個人、法人に薄く広く負担を求める点で目的に沿っている。

また、導入以来、適切に賦課徴収が行われ、納付、納入についての問題も生じておらず、本県の課税制度として定着している。

全国的にもほとんどの府県において本県と同じ課税方式が採用されていること等を踏まえれば、現在の課税方式が適当であるといえる。

(2) 税率 現行：個人 500円／年、法人 均等割額の5%相当額

現在の税率を維持すれば、これまでと同程度の事業の実施が可能であり、また、今後新規拡充する事業の財源についても、今の税収の中で賄うことが可能と考えられる。

本県の税率が全国的にみても標準的なものであって、今以上の負担を求める必要は特になく、現在の税率が適当である。

なお、平成31（2019）年度に森林環境譲与税（仮称）が創設されるが、森づくり県民税を財源とする事業には譲与税を充当しないこととされており、現時点では、森づくり県民税の税率を維持することが適当であるといえる。

(3) 課税期間 現行：5年間

制度自体は定着していることから、課税期間を変更する必要はなく、5年間（平成31（2019）年度から平成35（2023）年度まで）とすることが適当である。

なお、森林環境税（仮称）が創設される平成36（2024）年度以降の森づくり県民税のあり方については、今回の課税期間が終了する平成35（2023）年度までに、各種事業の実施状況や譲与税の用途の状況、他府県の独自課税の動向等を踏まえた検討を行うことが適当であるといえる。

5 基金のあり方

森づくり県民税は、本来は用途が限定されない普通税であるが、森林を保全するという政策目的に要する財源として導入した税制であり、税収の用途を限定するための仕組みが必要となることから、引き続き、「おかやま森づくり県民基金」を活用した制度運用を図っていくことが適当である。

岡山県税制懇話会委員

氏 名	役 職	
おかもと きよし 岡本 輝代志	岡山商科大学名誉教授	会長
いしい きよひろ 石井 清裕	岡山商工会議所副会頭	副会長
ちば きようぞう 千葉 喬三	中国学園大学・短期大学学長	
つり まさお 釣 雅雄	岡山大学経済学部教授	
ないとう はまこ 内藤 はま子	岡山県環境審議会委員	
ひらしま ちえこ 平島 千江子	岡山県消費生活問題研究協議会副会長	
ふじき しげひこ 藤木 茂彦	岡山経済同友会環境・エネルギー委員会委員長	
ふじわら ゆりこ 藤原 裕里子	税理士	

岡山県税制懇話会の審議経緯

第1回会議（平成30年 5月24日）

主な議題：森づくり県民税の概要及び導入・見直しの経緯等について

第2回会議（平成30年 7月 2日）

主な議題：森づくり県民税の必要性及び使途事業の方向性等について

第3回会議（平成30年10月 2日）

主な議題：岡山県税制懇話会報告書（案）について

1 税率

個人：500円／年

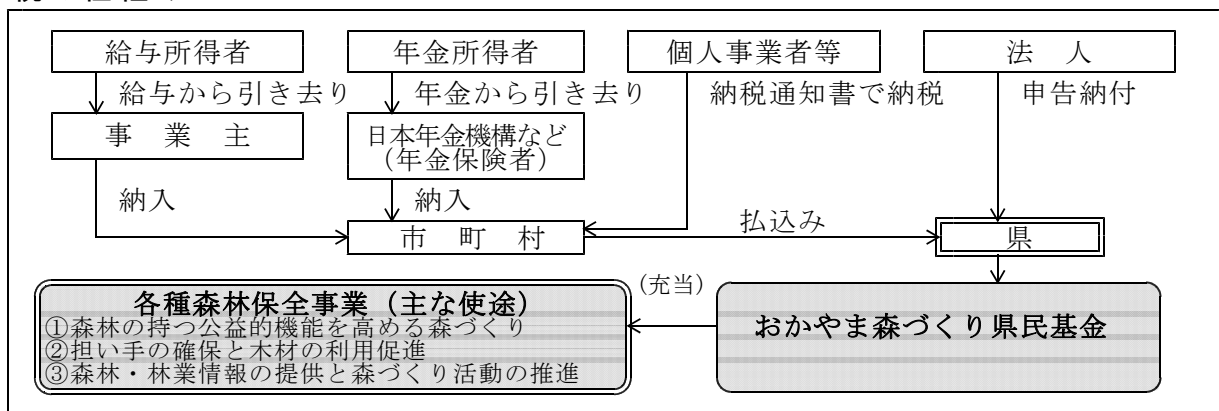
(現行の個人県民税均等割額1, 500円／年+森づくり県民税額500円／年)

法人：均等割額の5%相当額

【法人の資本金別の税率】

資本金の金額の区分	現行の均等割額(年額)	森づくり県民税の税率(年額)
50億円超	800,000円	40,000円
10億円超～50億円以下	540,000円	27,000円
1億円超～10億円以下	130,000円	6,500円
1千万円超～1億円以下	50,000円	2,500円
1千万円以下	20,000円	1,000円

2 税の仕組み



3 税収の推移

(単位：千円)

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
税収	個人	450,427	439,892	443,103	447,720	449,183	454,735	451,686	457,321	461,686	466,534
	法人	111,795	113,722	113,745	116,016	115,777	114,016	114,570	118,230	117,988	120,128
	計	562,222	553,614	556,848	563,736	564,960	568,751	566,256	575,551	579,674	586,662

(注) 決算額。ただし、平成29年度は決算見込額、平成30年度は当初予算額である。

4 基金積立額等の推移

(単位：千円)

区分	年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
基金積立額		561,285	585,222	560,170	556,752	559,891	573,858	566,884	578,651	583,261	572,102
事業充当額		520,793	490,834	552,310	608,450	653,578	536,959	566,405	539,415	617,126	678,961
基金残高		187,380	282,224	290,670	239,562	146,287	183,491	184,261	223,575	189,757	82,922

(注) 決算額。ただし、平成29年度は最終予算額、平成30年度は当初予算額である。